

## 政務活動調査報告書

調査日	平成30年8月6日（月）
視察場所	千葉県 千葉市
調査項目	禁煙治療費の補助について
視察者名	畑尻宣長
市の概要	面積：271.77 km <sup>2</sup> 人口：971,882人 人口密度：3,468.11人/km <sup>2</sup> 世帯：429,645世帯 経常収支比率：95.7% 実質公債費比率：18.0%

### <禁煙治療費に対する補助制度の概要>

#### 1、 目的

たばこは、吸っている本人だけでなく、受動喫煙により、吸わない人の健康にも影響を与える。特に喫煙者と同居する妊婦及び子どもは、喫煙者と行動を共にすることが多く、自らの意思だけで受動喫煙を防ぐことが難しいことから、妊婦または15歳以下の子どもと同居する者を対象に禁煙外来治療費の一部を助成する。

#### 2、 助成対象者

いずれの条件を満たす者

- (ア) 妊婦と同居または15歳以下の子どもと同居する市民
- (イ) 12週間にわたり計5回の禁煙外来治療を終了し、自己負担額を支払った者



#### 3、 助成費用

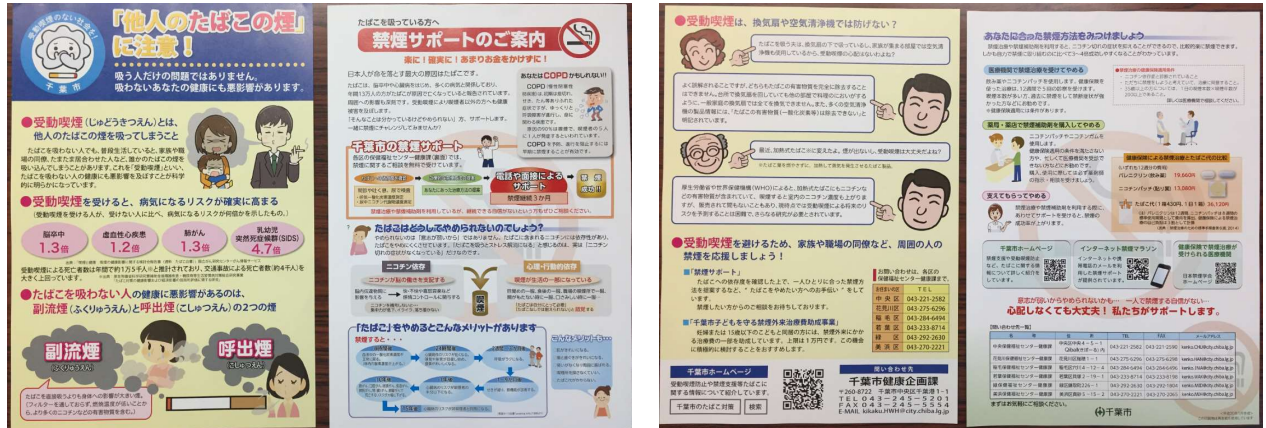
禁煙外来治療にかかる費用（自己負担合計額）の2分の1（上限1万円）

※同一の助成対象者について、助成金の交付回数は1回

※市外医療機関における禁煙外来治療も含む（市外に通勤の市民を考慮）

#### 4、 申請方法

治療開始前または禁煙外来 2 回目の受診前までに、対象者が居住する区の保健福祉センター健康課に登録申請を行った上で、禁煙外来治療が 5 回終了したのち、助成金の交付申請を行う。



#### 5、 対象人数

100人

#### 6、 事業費

2,600千円（周知啓発等費用を含む）

#### 7、 申請状況（H30 6月1日～8月1日時点）

			登録申請	助成金交付申請
同居妊婦と	夫		4	0
	その他		0	0
子どもと同居	父		27	0
	母		10	0
	祖父母		1	0
	その他		0	0
合計			42	0



### <補助開始の経緯、背景等について>

禁煙の支援は、集団健康教育のほか、喫煙者個別健康教育（禁煙希望者への面接電話等による支援）、妊娠届出時及び乳幼児健康診査時等における面接や情報提供等により行われていました。

国の受動喫煙対策強化に向けた動きのほか、千葉市の健康増進計画「健やか未来都市ちば

プラン」の中間評価等を踏まえ、望まない受動喫煙を減らしていくための対策を検討する中で、子ども等への受動喫煙による健康影響が大きいことに加えて、妊娠発覚後も多くのパートナーが喫煙を継続しているという結果（環境省調査）等から、妊娠や子どもへの受動喫煙を防ぐ取組の必要性を認識し、新基本計画に基づく第3次実施計画（計画期間：平成30年度～32年度）に平成30年度新規事業として位置づけられました。

### <禁煙支援の組織体制について>

#### 1、健康支援課

- ・禁煙週間等における喫煙及び受動喫煙による健康影響の普及啓発
- ・禁煙外来治療費助成事業のとりまとめ、助成金振込及び交付決定通知の送付

#### 2、各区保健福祉センター健康課

- ・集団健康教育及び禁煙サポート
- ・各種保険事業における喫煙及び受動喫煙による健康影響の普及啓発
- ・禁煙外来治療費助成事業における登録申請の受付及び登録決定通知の送付、助成金交付申請の受付、登録申請受付時の相談対応



### <市民の声について>

- ・本事業が始まると知って、禁煙しようと思った。
- ・（禁煙外来治療中の方）同居する妊婦や子どもがいない為対象にならないが、今後対象を拡大してほしい。
- ・たばこを吸っている人が悪いのに、税金を使って禁煙外来の助成をするのは不公平。

### <現在の課題、今後の展開>

#### 1、相談体制の充実

禁煙外来治療（全5回）を終了した人の禁煙成功率は7～8割とされている一方で、禁煙外来治療（全5回）を終了する人の割合は、35.5%（ニコチン依存症管理料算定保険医療機関における禁煙成功率の実態調査報告書 平成21年度調査より）であり、禁煙外来治療を開始しても途中で脱落する者が一定数以上存在することから、治療を開始した人に禁煙サポート等の禁煙支援を効果的に提供できるよう、相談体制の充実に詰めているところである。

#### 2、対象者の拡大等

当該事業の対象者は、その趣旨から、受動喫煙による健康被害の大きさが懸念され、同居する喫煙者と行動を共にすることが多く、かつ自らの意思のみでそれを防ぐことが難しいことが想定される年齢層を、妊婦及び15歳以下の子どもとして設定しており、対象者の拡大等については、今後の制度の活用状況等により検討する。

## <所 感>・・・畑尻宣長

国は、平成30年7月に「望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権限を有する者が講ずべき措置等について定めること」を趣旨とする健康増進法の一部を改正する法律が公布され、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、「望まない受動喫煙」を防止するための、本格的な取り組みが開始されました。そこで、千葉市で取り組まれている禁煙治療費の補助について、学ばせて頂きました。望まない受動喫煙を防止するための手段として、禁煙治療費に対して補助制度を活用し促進する狙いがあります。対象者を、妊婦や15歳以下の子どもを受動喫煙から守るために「千葉市子どもを守る禁煙外来治療費助成事業」が始まりました。助成の内容は、妊婦や15歳以下の子どもと同居する愛煙家を条件として禁煙治療の医療費を助成して禁煙を手助けするものです。

禁煙外来治療にかかる費用の1/2 上限1万円というものです。申請状況は、開始2か月間で42名の申請があり、そのうち夫婦で申請された方が2組あるそうです。

子どもは、大人よりたばこの煙に影響されやすいとして分煙していても、3歳児の尿中コチニンを調べた結果、敷地外喫煙、家の外、それも遠く離れたところで、たばこを吸っている場合のみ、分煙の効果があるということでした。ですので、ベランダなどの屋外での喫煙・換気扇付近での喫煙・空気清浄機の使用・車内禁煙では、分煙の効果はないということが指摘されています。だからこそ、子どもには無煙環境を作っていく必要があると感じました。

千葉市では、喫煙者に対して、「個別健康教育」を行い、禁煙に向けた取り組みの紹介や、依存度の確認をして意識啓発を行っています。さらには、庁舎内は全面禁煙を実施しており、敷地内禁煙は、平成30年4月から、すべての喫煙所は撤去され全面禁煙になりました。ここまでに至るまでには、段階を踏んで全面禁煙までになっています。

はじめは、禁煙タイムが設けられました。一日一回の禁煙タイムは、徐々に回数を増やし、最後は、三回になっていました。また、喫煙所の数も徐々に減らしていきました。このように、数年かけて徐々に敷地内喫煙の範囲を狭めていき、敷地内禁煙を達成しました。さらには、昨年からは、市長より職員幹部から「禁煙に努めるように」との指示が出ました。保健所に至っては、昨年度から敷地内禁煙が始まっています。本市では、本庁舎には数カ所の喫煙所が設けられており、コンビニではたばこが販売されています。国の指針もありますので、敷地内禁煙が実施されていくことは間違いないと思いますが、この地域の喫煙に関する認識は、都心部に比べ甘いように感じています。ですので、しっかり行政が先頭に立って、分煙を進めていくべきだと考えています。議会でも取り上げ、敷地内禁煙、もしくは、分煙を進めていくとしても、煙が通行する人の妨げにならないような配慮が必要であると提案していきたいと考えています。

千葉市の取り組みですが、禁煙を決意され禁煙外来治療を受けている人に対し、最後までやり切り、禁煙が出来るよう後押しをするものと考えますので、本市においてもしっかりと、推進してもらいたいと考えます。子どもたちをたばこの煙から守るためにも禁煙外来治療の助成の推進、そして、庁舎の敷地内禁煙が進むよう議会で取り上げていきます。

以上